

“ごみ”ニティ活動支援事業の概要について

“ごみ”ニティ活動支援事業を実施しています。事業の概要等は、以下のとおりです。

1 事業の目的

ごみ収集か所のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理の促進、さらには、道路上のごみボックスの改善など、地域における家庭ごみの排出に関する課題等について、地域コミュニティ主体での取組を進め、その取組を通じて良好な衛生環境の確保、環境美化の推進等を図るとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とするものです。

2 経緯

道路上のごみボックスについては、道路の管理上の観点から、これまで一律に占用許可を認めていませんでしたが、平成25年8月、国土交通省から「ごみボックスは道路法上の占用許可物件に該当し、占用許可の基準を満たせば占用が可能である。」との見解が示されました。

この見解を受けて、一定の要件を満たす場合には道路占用を認め、基準に適合しないものについて改善を図ることとしました。

さらに、この機会を捉え、市内のすべてのごみステーション等を対象として、戸別収集か所のステーション化や、ごみステーションの適正な維持管理などについて、各地域における主体的な取組を促進することとし、こうした地域での取組を支援するため、管理用具の貸与及びごみボックス購入等補助制度の創設等の支援策を講じることとしたものです。

3 事業の概要

(1) ごみステーション管理用具（防水シート、カラスよけネット、ごみ収集枠）の貸与やごみボックスの購入等に対する補助（補助限度額5万円）を行います。

実施期間は、平成31年度末までの予定です。なお、道路上のごみボックスを改善する場合は、当初平成29年度末までを目安としていましたが、2年間延長し、平成31年度末までの予定とします。

(2) 道路上のごみボックスの改善については、町内会役員などに調整役となっていたいただき、住民同士の話し合いを通じて、道路占用許可の基準を満たさないごみボックスの撤去や移設などを行っていただくこととし、本市はその活動を支援します。

(3) 地域において、ごみ排出の適正化指導等の活動を行っている「地域環境指導員」

の活動を支援するため、活動マニュアル(「ごみ問題解決ハンドブック」)による研修会を開催します。

※ 地域環境指導員とは、地域における美化活動及び減量・リサイクルの推進活動等を行っていただく地域のボランティアで、各学区公衆衛生推進協議会会長から推薦された方に本市がその職を依頼しています。

4 事業費(平成30年度)

- (1) ごみステーションの管理用具の貸与等
(1,650万円)
- (2) 調整役の活動支援
(19万3千円)
- (3) 地域環境指導員の活動支援
(50万9千円)

5 その他

道路上のごみボックスの改善に当たっては、本市職員が事前にごみボックスの設置状況等の実施調査を行い、改善が必要な場合には、改善策を地域において具体的に話し合っていたいただき、解決策が導かれるよう、道路交通局、各区役所と連携して丁寧な説明を行いながら進めます。

ごみステーションの管理用具の貸与等の制度の利用については、各環境事業所及び業務第一課において申請の手引き等を配布しています。